

## 公 告

令和7年度定期監査の結果に基づく措置状況について企業長から通知があったため、地方自治法第199条第14項の規定により、これを公表する。

令和8年3月31日

福岡県南広域水道企業団

監査委員 橋 本 正 敏

監査委員 河 野 信 祐

## 令和7年度定期監査結果に基づく措置内容報告書

(1)令和6年度定期監査による指摘事項に対する措置状況	
注意事項① 福岡県南広域水道企業団情報セキュリティポリシーについて	
内 容	平成26年4月に策定して以降、内容の改定が行われていないため、最新のものに改定し、運用していく必要がある。 また、その方針の中で「職員等に対する研修の実施」を規定しているが、近年、実施していないため実施すること。
所 管 課	総務課
措置内容	情報セキュリティポリシーは、令和8年3月末までに改定する。 また、職員等に対する研修は令和8年2月中に実施する。
(2)財務抽出監査	
<3>汚泥（産業廃棄物）の収集運搬・処分業務の発注方法について	
内 容	産業廃棄物の排出に係る契約については、収集運搬業務及び処分業務のそれぞれに委託契約を締結する2者契約が原則であると理解している。収集運搬業務と処分業務を一件の契約案件として共同企業体と契約締結を行うことの適法性や妥当性を再度確認するよう求める。
所 管 課	企画財政課、浄水管理課
措置内容	令和8年度における汚泥の収集運搬業務及び処分業務の発注に向けて、他団体の状況等を再度確認し、契約方法を決定する。
<4>工事請負契約における注意・指摘事項	
内 容	①工期変更協議書の様式については、内部の意思決定の伺いであるにもかかわらず、受注者に宛てた文書のような形式になっているため、様式の改正が必要と思われる。
所 管 課	企画財政課、施設建設課
措置内容	指摘事項に基づき、令和7年度中に様式の改正を行う。
内 容	②工期変更協議書に日付の記載がないが、契約相手方に発出する公文書であるため、日付の記載は必須である。様式の改正が必要と思われる。
所 管 課	企画財政課、施設建設課
措置内容	指摘事項に基づき、令和7年度中に様式の改正を行う。
内 容	③契約書において年度ごとの支払金額を定める年割特則の作成漏れがあった。年度ごとの支払額を変更した際に、年割特則の作成がなされていなかった。負担行為の根拠ともなるものであるため、適正な時期に作成を行う必要がある。チェック体制の強化を図るとともに、再発防止に努められたい。

所管課	企画財政課
措置内容	変更契約によって年度をまたぐこととなった契約においては、必ず年割特則を作成するよう課内での確認を徹底する。
内容	④建設業退職金共済制度共済証紙購入状況報告書について、業者からの提出の確認漏れが多々見られた。中退共加入の確認書類がないものも見受けられた。また、変更契約における増額分の報告書については、業者からの提出が全くなかったが、変更増額分についても確認は行うべきである。今後、確認漏れ等が発生しないよう、チェック体制を強化するとともに、変更増額分の報告書についても提出の確認をするよう求める。
所管課	施設建設課
措置内容	課内で作成するチェックシートにおいて、建退共あるいは中退共の加入及び変更増額分の書類確認を行うよう項目を追加し、チェック体制を強化する。
内容	⑤契約手続きにおける立会人選定通知の決裁は、契約執行伺書において受けているとのことだが、その伺書の項目に、立会人選定通知の記載がなく、契約執行伺書において決裁を受けているとは言い難い状態である。また、立会人選定の根拠も不明である。立会人選定の根拠を明らかにするとともに、適切に決裁を受けるよう様式の改正等が必要と思われる。
所管課	企画財政課
措置内容	契約執行伺書の様式に「立会人」の項目を令和7年12月に追加した。また、「郵便入札における立会人の選定ルール」を現行運用に合わせて令和7年12月に改正した。
内容	⑥施行体制台帳の下請業者の記載内容（住所等）と下請契約書（注文書、注文請書）の記載内容（住所等）との不一致が生じている。チェック体制の強化を図るとともに、再発防止に努められたい。
所管課	施設建設課
措置内容	課内で作成するチェックシートの添付資料に書類確認の際の注意事項を明記することにより、再発防止に努める。
内容	⑦専任を要する主任技術者（現場代理人）の兼務申請書について、承認の可否が不明であり、承認する場合の通知もない。承認の可否を明らかにし、承認する場合は通知をする必要があると思われる。
所管課	施設建設課

措置内容	兼務申請書は請負業者に2部提出を依頼し、決裁後に1部に承認印を押印し、承認日を記載したうえで請負業者に返却している。今後は、返却分の写しを文書保存するよう徹底する。
<5>業務委託契約における注意・指摘事項	
内 容	① <4>⑤と同様の内容であるため、省略
内 容	②入札質問書に対する回答書類については、別の場所に保存しているとのことだが、一連の書類として、契約に係る書類一式の中に保存しておくべきと思われる。
所 管 課	企画財政課
措置内容	入札質問書に対する回答書類は、発注課からのホームページ掲載依頼書と併せて企画財政課が保存している。そのため、今後は、決裁後のホームページ掲載依頼書一式のコピーを発注課に渡すよう運用を変更する。
<6>物品調達契約における注意・指摘事項	
内 容	①単価契約書内の数量については、あくまで予定数量であるため、項目名の「数量」は、「予定数量」とすべきである。
所 管 課	企画財政課
措置内容	物品単価契約書の項目名「数量」を「予定数量」に令和7年12月に改正した。